

参議院議員通常選挙

投票時間は午前7時～午後7時(一部を除く)

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎内線3217

第24回参議院議員通常選挙が6月22日(水)公示、7月10日(日)投票の日程で行われます。今後の国政の方向を決定する上で大変重要な意義を持っています。皆さん忘れずに投票しましょう。

選挙権年齢の引き下げ 「満20歳以上」から「満18歳以上」へ

今回の参議院議員通常選挙から選挙権年齢が引き下げられます。選挙人名簿に登録されていて、投票日時時点で満18歳になっていれば、投票ができます。また、18歳以上の有権者になれば、選挙運動ができますが、公職選挙法にはさまざまなルールがあります。ルールをよく理解していないと、知らないうちに公職選挙法違反に巻き込まれてしまったということにもなりかねませんので、ご注意ください。

れた人
今年の3月21日以前から本市の住民基本台帳に引き続き記録されている人
▼選挙人名簿登録されている人
※3月22日以降に本市に転入の届け出をした人は、まだ、選挙人名簿に登録されていません。転入前の市町村で選挙人名簿に登録されている場合は、その市町村で投票できます

投票所入場券
世帯ごとに4人までを1組にした投票所入場券を郵送しました。有権者が5人以上の世帯には、複数の封筒が郵送されています。入場券が届かないときや紛失した場合でも、本人確認ができれば投票できますので、投票所係員に申し出てください。

開票
開票は投票日の午後8時から沼田小学校屋内運動場で行います。投票状況と開票結果は市ホームページに掲載します。

投票所と投票時間

▼投票所 市内35カ所

※第5投票所は沼田高等学校五

常館から沼田高等学校第二体

育館へ変更になります

▼時間 午前7時～午後7時(平

川集落センターと根利集会所

は午後6時まで)

投票できる人

日本国籍を有し、次の要件を満たす人。

▼平成10年7月11日以前に生ま



住所を移した人へ

○市内で住所を移した人

6月4日以降に転居の届け出

をした人は、転居前の投票所で

投票してください。

○市外へ転出した人

3月22日以降に他市町村へ転

出した人は、本市に住民票が作

成された日から引き続き3カ月

以上住民基本台帳に登録されて

いた人で、本市に住所を有しな

くなった日後4カ月を経過しな

い場合は本市で投票できます。

代理投票と点字投票

体が不自由で字を書くことができな人は、申し出により投票所の係員が代わって記載し投票できます。また、目の不自由な人は、点字で投票できます。

不在者投票

▼他市町村に滞在している人

投票する資格があつて他市町村に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会を通じて不在者投票ができます。事務に時間がかかりますので、早めに手続きをしてください。

▼指定施設での不在者投票

県選挙管理委員会が指定した施設(市内では沼田病院・利根中央病院・内田病院・沼田脳神経外科循環器科病院・大誠苑・恵寿の園・介護老人保健施設とね・愛宕老人ホーム・花の苑・ゆうハイムくやはら、特別養護老人ホームくやはら、沼田警察署)に入院、または入所している人は、要件を満たせば施設内で不在者投票ができます。

▼郵便等による不在者投票

体が不自由で投票所に行けない人のうち身体に重度の障がいのある人や、介護保険において要介護度5である人に限り「郵便等による不在者投票」ができます。この制度の利用には、前もって市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

対象 右表のいずれかに該当し、自書できる人



障害名	障害の程度			障害名	障害の程度			要介護状態区分
	1級	2級	3級		特別項症	第1項症	第2項症	
両下肢・体幹・移動機能の障害	○	○		両下肢・体幹の障害	○	○	○	要介護5
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	○		○	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	○	○	○	
肝臓・免疫の障害	○	○	○					

また、郵便等による不在者投票ができる人で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が一級と記載されている人、戦傷病者手帳に上肢、または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載されている人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人による代理記載をすることができます。

郵便等による不在者投票は、7月6日(水)までに選挙管理委員会に投票用紙等を請求する必要がありますので、早めに手続きをしてください。

作品募集 明るい選挙啓発ポスターコンクール

- ▼応募資格 小・中学生、高校生
- ▼色と大きさ 色彩は自由、大きさは画用紙の四つ切り(542mm×382mm)、八つ切り(382mm×271mm)、もしくはそれに準じる大きさ

昨年度、県優秀賞受賞作品



- ▼応募上の注意
- 1人1点、自作のもの
- 作品の裏面右下に都道府県名、学校名、学年、氏名(ふりがな)を必ず記入すること
- ▼申込期限 8月31日(水)
- ▼申し込み・問い合わせ 選挙管理委員会 ☎内線3217へ

インターネット等を利用した選挙運動

▼有権者 有権者は、ウェブサイトなど(ホームページやブログ、ツイッター、フェイスブックなどのSNS、動画共有サービス、動画継ぎサイトなど)を利用した選挙運動ができますが、電子メールを利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

候補者・政党などは、ウェブページや電子メールを利用した選挙運動ができます。

▼ウェブページなどには、電子メールアドレスを表示することが義務づけられます

▼選挙運動は、公示日から投票日の前日までしか行うことができません

▼満18歳未満の人は選挙運動ができません

▼期日前投票

市役所市民ホール

6月23日(木)～7月9日(土)

白沢支所ロビー/利根支所ロビー

7月4日(月)～9日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

投票日に仕事や旅行などで投票に行くことができない場合は、期日前投票ができます。入場券を持参して、近くの期日前投票所にお越しください。

※市役所と支所では、設置期間が異なります

▼投票所一覧

投票所は入場券のほか、市ホームページからも確認できます。

沼田市 投票所



QRコード



当日に投票できない人は

